

「厚生労働省組織令の一部を改正する政令案」について（説明要旨）

本政令案は、厚生労働省の所掌事務の的確な遂行を図るため、大臣官房統計情報部の再編を行うとともに、健康局にがん対策・健康増進課の設置等を行うものであります。

（参 考）本政令案の概要

1 内容

- （1） 大臣官房統計情報部人口動態・保健統計課、社会統計課、雇用統計課及び賃金福祉統計課を人口動態・保健社会統計課、雇用・賃金福祉統計課及び情報システム課に改組し、同部企画課の所掌事務を変更する。
- （2） 健康局にがん対策・健康増進課を設置し、同局総務課の所掌事務を変更する。

2 施行期日

平成24年4月1日

厚生労働省組織令の一部を改正する政令案要綱

- 一 大臣官房統計情報部人口動態・保健統計課、社会統計課、雇用統計課及び賃金福祉統計課を人口動態・保健社会統計課、雇用・賃金福祉統計課及び情報システム課に改組し、同部企画課の所掌事務を変更すること。（第二十条及び第二十七条から第三十一条まで関係）
- 二 健康局にがん対策・健康増進課を設置し、同局総務課の所掌事務を変更すること。（第四十条から第四十二条まで関係）
- 三 その他所要の規定の整備を行うこと。
- 四 この政令は、平成二十四年四月一日から施行するものとする。

政令第 号

厚生労働省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

「人口動態・保健統計課

社会統計課

雇用統計課

賃金福祉統計課

「人口動態・保健社会統計課

を 雇用・賃金福祉統計課

情報システム課

改める。

第二十七条中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とする。

第二十八条（見出しを含む。）中「人口動態・保健統計課」を「人口動態・保健社会統計課」に改め、同条に次の三号を加える。

四 社会福祉並びに健康保険及び国民健康保険に関する統計調査に関すること。

五 厚生労働省の所掌事務に関する政策の企画及び立案に必要な保健、医療、福祉、年金、所得その他これに類する国民生活の基礎的な事項に関する統計調査に関すること。

六 前各号に掲げるもののほか、社会保障に関する統計調査に関すること（雇用・賃金福祉統計課の所掌に属するものを除く。）。

第二十九条から第三十一条までを次のように改める。

（雇用・賃金福祉統計課の所掌事務）

第二十九条 雇用・賃金福祉統計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 毎月勤労統計調査に関すること。
- 二 賃金の構造に関する基本的な統計調査に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、賃金、給料その他の給与に関する統計調査に関すること。
- 四 労働時間に関する統計調査に関すること。
- 五 労働者の安全及び衛生並びに災害補償に関する統計調査に関すること。

- 六 労働者の福祉に関する統計調査に關すること。
- 七 労働生産性及び労働費用に關する統計調査に關すること。
- 八 雇用及び失業に關する統計調査に關すること。
- 九 産業に係る經濟事情の變化に伴う雇用及び労働條件の變化に關する統計調査に關すること。
- 十 労働組合及び労働争議その他の労働關係に係る事項に關する統計調査に關すること。
- 十一 前各号に掲げるもののほか、労働に關する統計調査に關すること。
- 十二 統計情報部において行ふ労働に關する統計調査の集計並びに集計材料及び集計結果の保存に關すること。

(情報システム課の所掌事務)

第三十条 情報システム課は、厚生労働省の情報システムの整備及び管理に關する事務（他局及び政策統括官並びに他課の所掌に屬するものを除く。）をつかさどる。

第三十一条 削除

「総務課

第四十条中「五課」を「六課」に、「総務課」を

がん対策・健康増進課

に改める。

第四十一条中第二号から第五号までを削り、第六号を第二号とし、第七号を第三号とし、第八号から第十号までを削り、同条第十一号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とする。

第四十五条を削り、第四十四条を第四十五条とし、第四十三条を第四十四条とする。

第四十二条第四号中「総務課」を「他課」に改め、同条を第四十三条とし、第四十一条の次に次の一条を加える。

(がん対策・健康増進課の所掌事務)

第四十二条 がん対策・健康増進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国民の健康の増進及び栄養の改善並びに生活習慣病に関すること（他局及び総務課の所掌に属するものを除く。）。

二 厚生労働省の所掌事務に係るがんその他の悪性新生物対策に関する基本的な政策の企画及び立案並びに調整に関すること。

三 食生活の指導に関すること。

四 衛生教育に関すること。

五 栄養士、管理栄養士及び調理師に関すること。

六 地域における保健の向上に関すること（総務課の所掌に属するものを除く。）。

七 地方衛生研究所その他地方公共団体の衛生に関する試験検査研究施設に関すること（総務課の所掌に属するものを除く。）。

第四十六条から第四十九条までを次のように改める。

（水道課の所掌事務）

第四十六条 水道課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 水道に関すること。

二 井戸水その他水の衛生に関すること。

第四十七条から第四十九条まで 削除

附 則

（施行期日）

1 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

(がん対策推進協議会令の一部改正)

2 がん対策推進協議会令(平成十九年政令第七十六号)の一部を次のように改正する。

第五条中「総務課」を「がん対策・健康増進課」に改める。

理由

厚生労働省の所掌事務の的確な遂行を図るため、大臣官房統計情報部の再編を行うとともに、健康局が
人対策・健康増進課を設置する等の必要があるからである。

改正案	現行
<p>（大臣官房に置く課）</p> <p>第二十条（略）</p> <p>2 統計情報部に、次の四課を置く。</p> <p>企画課</p> <p>人口動態・保健社会統計課</p> <p>雇用・賃金福祉統計課</p> <p>情報システム課</p> <p>（企画課の所掌事務）</p> <p>第二十七条 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 五（略）</p> <p>六・七（略）</p> <p>（人口動態・保健社会統計課の所掌事務）</p> <p>第二十八条 人口動態・保健社会統計課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 社会福祉並びに健康保険及び国民健康保険に関する統計調査に関する</p>	<p>（大臣官房に置く課）</p> <p>第二十条（略）</p> <p>2 統計情報部に、次の五課を置く。</p> <p>企画課</p> <p>人口動態・保健統計課</p> <p>社会統計課</p> <p>雇用統計課</p> <p>賃金福祉統計課</p> <p>（企画課の所掌事務）</p> <p>第二十七条 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 五（略）</p> <p>六 厚生労働省の情報システムの整備及び管理に関すること（他局及び政策統括官並びに他課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>七・八（略）</p> <p>（人口動態・保健統計課の所掌事務）</p> <p>第二十八条 人口動態・保健統計課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 三（略）</p> <p>（新設）</p>

ること。

五 厚生労働省の所掌事務に関する政策の企画及び立案に必要な保健、医療、福祉、年金、所得その他これに類する国民生活の基礎的な事項に関する統計調査に關すること。

六 前各号に掲げるもののほか、社会保障に関する統計調査に關すること（雇用・賃金福祉統計課の所掌に属するものを除く。）。

（雇用・賃金福祉統計課の所掌事務）

第二十九条 雇用・賃金福祉統計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 毎月勤労統計調査に關すること。

二 賃金の構造に関する基本的な統計調査に關すること。

三 前二号に掲げるもののほか、賃金、給料その他の給与に関する統計調査に關すること。

四 労働時間に関する統計調査に關すること。

五 労働者の安全及び衛生並びに災害補償に関する統計調査に關すること。

六 労働者の福祉に関する統計調査に關すること。

七 労働生産性及び労働費用に関する統計調査に關すること。

八 雇用及び失業に関する統計調査に關すること。

九 産業に係る経済事情の変化に伴う雇用及び労働条件の変化に関する統計調査に關すること。

十 労働組合及び労働争議その他の労働関係に係る事項に関する統計調査に關すること。

十一 前各号に掲げるもののほか、労働に関する統計調査に關すること。

十二 統計情報部において行う労働に関する統計調査の集計並びに集計

（新設）

（新設）

（社会統計課の所掌事務）

第二十九条 社会統計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 社会福祉並びに健康保険及び国民健康保険に関する統計調査に關すること。

二 厚生労働省の所掌事務に関する政策の企画及び立案に必要な保健、医療、福祉、年金、所得その他これに類する国民生活の基礎的な事項に関する統計調査に關すること。

三 前二号に掲げるもののほか、社会保障に関する統計調査に關すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

材料及び集計結果の保存に関すること。

(情報システム課の所掌事務)

第三十条 情報システム課は、厚生労働省の情報システムの整備及び管理に関する事務（他局及び政策統括官並びに他課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

(雇用統計課の所掌事務)

第三十条 雇用統計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 毎月勤労統計調査に関すること。
- 二 雇用及び失業に関する統計調査に関すること。
- 三 産業に係る経済事情の変化に伴う雇用及び労働条件の変化に関する統計調査に関すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、労働に関する統計調査に関すること（賃金福祉統計課の所掌に属するものを除く。）。
- 五 統計情報部において行う労働に関する統計調査の集計並びに集計材料及び集計結果の保存に関すること。

(賃金福祉統計課の所掌事務)

第三十一条 賃金福祉統計課は、次に掲げる事務（前条第五号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。

- 一 賃金の構造に関する基本的な統計調査に関すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、賃金、給料その他の給与に関する統計調査に関すること。
- 三 労働時間に関する統計調査に関すること。
- 四 労働者の安全及び衛生並びに災害補償に関する統計調査に関すること。
- 五 労働者の福祉に関する統計調査に関すること。
- 六 労働生産性及び労働費用に関する統計調査に関すること。
- 七 労働組合及び労働争議その他の労働関係に係る事項に関する統計調査に関すること。

第三十一条 削除

査に関すること。

(健康局に置く課)

第四十条 健康局に、次の六課を置く。

総務課

がん対策・健康増進課

疾病対策課

結核感染症課

生活衛生課

水道課

(総務課の所掌事務)

第四十一条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二・三 (略)

(健康局に置く課)

第四十条 健康局に、次の五課を置く。

総務課

疾病対策課

結核感染症課

生活衛生課

水道課

(総務課の所掌事務)

第四十一条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 国民の健康の増進及び栄養の改善並びに生活習慣病に関すること(他局の所掌に属するものを除く。)

三 厚生労働省の所掌事務に係るがんその他の悪性新生物対策に関する基本的な政策の企画及び立案並びに調整に関すること。

四 食生活の指導に関すること。

五 衛生教育に関すること。

六・七 (略)

八 栄養士、管理栄養士及び調理師に関すること。

九 地域における保健の向上に関すること。

十 地方衛生研究所その他地方公共団体の衛生に関する試験検査研究施設に関すること。

四 前三号に掲げるもののほか、健康局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

(がん対策・健康増進課の所掌事務)

第四十二条 がん対策・健康増進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国民の健康の増進及び栄養の改善並びに生活習慣病に関する事(他局及び総務課の所掌に属するものを除く。)

二 厚生労働省の所掌事務に係るがんその他の悪性新生物対策に関する基本的な政策の企画及び立案並びに調整に関する事。

三 食生活の指導に関する事。

四 衛生教育に関する事。

五 栄養士、管理栄養士及び調理師に関する事。

六 地域における保健の向上に関する事(総務課の所掌に属するものを除く。)

七 地方衛生研究所その他地方公共団体の衛生に関する試験検査研究施設に関する事(総務課の所掌に属するものを除く。)

(疾病対策課の所掌事務)

第四十三条 疾病対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 三 (略)

四 前三号に掲げるもののほか、疾病の予防及び治療に関する事(他局及び他課の所掌に属するものを除く。)

(結核感染症課の所掌事務)

第四十四条 (略)

十一 前各号に掲げるもののほか、健康局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

(疾病対策課の所掌事務)

第四十二条 疾病対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 三 (略)

四 前三号に掲げるもののほか、疾病の予防及び治療に関する事(他局及び総務課の所掌に属するものを除く。)

(結核感染症課の所掌事務)

第四十三条 (略)

(生活衛生課の所掌事務)

第四十五条 (略)

(削る)

(水道課の所掌事務)

第四十六条 水道課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 水道に関すること。
- 二 井戸水その他水の衛生に関すること。

第四十七条から第四十九条まで 削除

(生活衛生課の所掌事務)

第四十四条 (略)

(水道課の所掌事務)

第四十五条 水道課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 水道に関すること。
- 二 井戸水その他水の衛生に関すること。

第四十六条から第四十九条まで 削除

○がん対策推進協議会令（平成十九年政令第七十六号）（抄）（附則第二項関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	<p>（庶務） 第五条 協議会の庶務は、厚生労働省健康局がん対策・健康増進課において処理する。</p>
現行	<p>（庶務） 第五条 協議会の庶務は、厚生労働省健康局総務課において処理する。</p>

厚生労働省組織令の一部改正に係る政令案 参照条文

○ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）

（内部部局）

第七条 （略）

2～4 （略）

5 庁、官房、局及び部（その所掌事務が主として政策の実施に係るものである庁として別表第二に掲げるもの（以下「実施庁」という。）並びにこれに置かれる官房及び部を除く。）には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

6～8 （略）

○ 厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）（抄）

（大臣官房に置く課）

第二十条 大臣官房に、統計情報部に置くもののほか、次の六課を置く。

人事課

総務課

会計課

地方課

国際課

厚生科学課

2 統計情報部に、次の五課を置く。

企画課

人口動態・保健統計課

社会統計課

雇用統計課

賃金福祉統計課

（企画課の所掌事務）

第二十七条 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 統計情報部の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 厚生労働省の所掌事務に係る統計に関する事務の総括に関すること。
- 三 厚生労働省の所掌事務に係る統計に関する総合的な解析に関すること。
- 四 疾病、傷害及び死因に関する分類に関すること。
- 五 厚生労働省の所掌事務に係る資料その他の情報の収集及び分析並びにこれらの結果の提供に関すること（他局及び政策統括官並びに他課の所掌に属するものを除く。）。
- 六 厚生労働省の情報システムの整備及び管理に関すること（他局及び政策統括官並びに他課の所掌に属するものを除く。）。
- 七 国立国会図書館支部厚生労働省図書館に関すること。
- 八 前各号に掲げるもののほか、統計情報部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（人口動態・保健統計課の所掌事務）

第二十八条 人口動態・保健統計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 人口動態に関する統計調査に関すること。
- 二 保健に関する統計調査に関すること。
- 三 生命表に関すること。

（社会統計課の所掌事務）

第二十九条 社会統計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 社会福祉並びに健康保険及び国民健康保険に関する統計調査に関すること。
- 二 厚生労働省の所掌事務に関する政策の企画及び立案に必要な保健、医療、福祉、年金、所得その他これに類する国民生活の基礎的な事項に関する統計調査に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、社会保障に関する統計調査に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

（雇用統計課の所掌事務）

第三十条 雇用統計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 毎月勤労統計調査に関すること。
- 二 雇用及び失業に関する統計調査に関すること。
- 三 産業に係る経済事情の変化に伴う雇用及び労働条件の変化に関する統計調査に関すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、労働に関する統計調査に関すること（賃金福祉統計課の所掌に属するものを除く。）。
- 五 統計情報部において行う労働に関する統計調査の集計並びに集計材料及び集計結果の保存に関すること。

(賃金福祉統計課の所掌事務)

第三十一条 賃金福祉統計課は、次に掲げる事務(前条第五号に掲げる事務を除く。)をつかさどる。

- 一 賃金の構造に関する基本的な統計調査に関すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、賃金、給料その他の給与に関する統計調査に関すること。
- 三 労働時間に関する統計調査に関すること。
- 四 労働者の安全及び衛生並びに災害補償に関する統計調査に関すること。
- 五 労働者の福祉に関する統計調査に関すること。
- 六 労働生産性及び労働費用に関する統計調査に関すること。
- 七 労働組合及び労働争議その他の労働関係に係る事項に関する統計調査に関すること。

(健康局に置く課)

第四十条 健康局に、次の五課を置く。

総務課

疾病対策課

結核感染症課

生活衛生課

水道課

(総務課の所掌事務)

第四十一条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 健康局の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 国民の健康の増進及び栄養の改善並びに生活習慣病に関すること(他局の所掌に属するものを除く。)
- 三 厚生労働省の所掌事務に係るがんその他の悪性新生物対策に関する基本的な政策の企画及び立案並びに調整に関すること。
- 四 食生活の指導に関すること。
- 五 衛生教育に関すること。
- 六 保健医療に関する補助事業並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)を施行するため都道府県知事及び市町村長が行う事務についての監査に関すること。
- 七 原子爆弾被爆者に対する援護に関すること。
- 八 栄養士、管理栄養士及び調理師に関すること。

九 地域における保健の向上に関すること。

十 地方衛生研究所その他地方公共団体の衛生に関する試験検査研究施設に関すること。

十一 前各号に掲げるもののほか、健康局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(疾病対策課の所掌事務)

第四十二条 疾病対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 エイズの発生及びまん延の防止に関すること(他局及び総務課の所掌に属するものを除く。)

二 臓器の移植に関すること。

三 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病の予防及び治療に関すること(他局及び総務課の所掌に属するものを除く。)

四 前三号に掲げるもののほか、疾病の予防及び治療に関すること(他局及び総務課の所掌に属するものを除く。)

(結核感染症課の所掌事務)

第四十三条 結核感染症課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 結核その他の感染症(エイズを除く。)の発生及びまん延の防止に関すること(他局及び総務課の所掌に属するものを除く。)

二 生物学的製剤(ワクチンに限る。)の生産及び流通の増進、改善及び調整に関すること。

三 港及び飛行場における検疫に関すること(医薬食品局の所掌に属するものを除く。)

四 社会保険診療報酬支払基金の行う業務に関すること(特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法(平成二十三年法律第二百二十

六号)第二十六条第二項に規定する特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務(第二百二十条第五号において「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務」という。)に関することに限る。)

(生活衛生課の所掌事務)

第四十四条 生活衛生課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 建築物衛生の改善及び向上に関すること。

二 埋葬、火葬及び改葬並びに墓地及び納骨堂に関すること。

三 理容師、美容師及びクリーニング師に関すること。

四 理容所、美容所、興行場、旅館、公衆浴場その他の多数の者の集合する場所及びクリーニング所の衛生に関すること。

五 公衆衛生の向上及び増進並びに国民生活の安定の観点からの生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第二条第一項各号に掲げる営業の発達、改善及び調整に関すること。

六 株式会社日本政策金融公庫の行う業務に関すること。

七 前各号に掲げるもののほか、生活衛生の向上及び増進に関すること(医薬食品局並びに結核感染症課及び水道課の所掌に属するものを除く。)

(水道課の所掌事務)

第四十五条 水道課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 水道に関すること。

二 井戸水その他水の衛生に関すること。

第四十六条から第四十九条まで 削除

○ がん対策推進協議会令（平成十九年政令第七十六号）（抄）

(庶務)

第五条 協議会の庶務は、厚生労働省健康局総務課において処理する。